

お客さまと未来をつなぐ。

証券コード：4439

toūmei

第26期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2023年11月28日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 三重県四日市市西新地7番3号
プラトンホテル四日市 3階 ダイアモンドホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

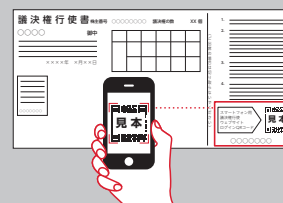
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

事前の議決権行使について

インターネット又は書面により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。詳細は4頁をご確認ください。

議決権行使期限

2023年11月27日（月曜日）午後6時



株式会社東名

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第26期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第26期は、2024年8月期を最終年度とする中期経営計画「TRP-2024」の数値目標達成に向けて、中小企業向け光コラボレーション「オフィス光119」及び電力小売販売「オフィスでんき119」の新規契約獲得に注力し、着実に契約保有件数を積み上げたことにより、株式市場上場後、売上高及び各段階利益は、過去最高値を更新いたしました。加えて、E S G経営を実践すべく、事業活動を通じたサステナビリティ経営の一環として取り組みを行っている、再生エネルギー由来電力小売サービス「オフィスでんき119」再エネプランの販売を積極的に推進しており、契約件数も堅調に増加いたしました。「すべての人々に感動と満足を提供し続けます。」という経営理念のもと、株主の皆さまをはじめ全てのステークホルダーの期待にお応えするよう、永続的な企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

山本文彦



/ 経営理念 /

**すべての人々に
感動と満足を提供し続けます。**

私たちは、見えない支えとなり、目に見える
成果と価値をご提供いたします。

時代のニーズを常に見据えながら変化をチャンスと捉え、ソリューションカンパニーとして新しい価値の創造（感動）を提供するため、全従業員を尊重し、しあわせの実現（満足）を目指すことにより、豊かでより良い社会づくりに貢献する企業グループであり続けます。

/ 目 次 /

第26期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	33
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 取締役（社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の付 与のための報酬決定の件	

株主各位

証券コード 4439
2023年11月13日
(電子提供措置の開始日 2023年11月3日)
三重県四日市市八丁目1番39号
株式会社 東名
代表取締役社長 **山本 文彦**

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toumei.co.jp/ir/investor/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東名」又は「コード」に当社証券コード「4439」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださるか、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト（<https://www.web54.net>）より2023年11月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2023年11月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所** 三重県四日市市西新地7番3号 プラトンホテル四日市 3階 ダイアモンドホール
（ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項** 1. 第26期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 4 議決権行使について** 4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
- 以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
【当社ウェブサイト】<https://www.toumei.co.jp/ir/investor/meeting/>
【東京証券取引所ウェブサイト】<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、交付書面に記載している事業報告及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）により 議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返信ください。

行使期限

2023年11月27日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットにより 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年11月27日（月曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年11月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

入取

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

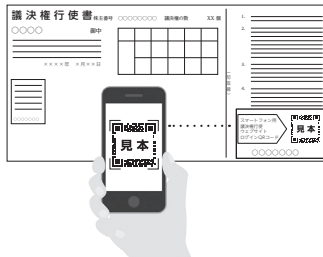
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方により議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

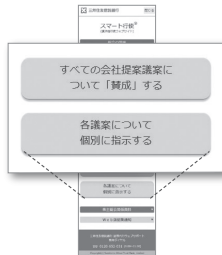
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

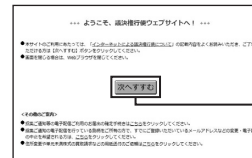
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

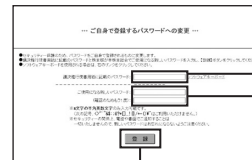
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気は緩やかに回復しており、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受け、今後も緩やかに回復傾向が続くことが期待されております。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などに加え、引き続き原材料価格及び燃料コストの高騰も懸念材料となっており、我が国の景気を下押しするリスクとなっているため、十分注意する必要があります。

当社グループが主にサービスを提供する中小企業においては、日本政策金融公庫総合研究所発表の「中小企業景況調査（2023年8月調査）要約版」（2023年8月31日発表）によると、中小企業の売上げDⅠ及び利益額DⅠは上昇し、改善傾向が見られます。今後3ヶ月の売上げ見通しDⅠはほぼ横ばいで推移すると予想されております。

このような事業環境の中、当社グループにおいては、10年ビジョンとして2031年8月期には、売上高1,000億円、営業利益100億円を目標に掲げ、そのマイルストーンとして2024年8月期を最終年度とする中期経営計画「TRP-2024」を策定しております。中期経営計画では「人材と企業の成長を両立し、サステナビリティの実現に踏み出す、しなやかで強靱な企業へ」を基本方針とし、数値目標は、売上高230～270億円、営業利益20億円、EPS（1株当たり当期純利益）172.22円、ROIC（投下資本利益率）13%としております。

当連結会計年度においては、サステナビリティ経営の一環として「オフィスでんき119」再エネプランの販売に注力いたしました。2030年8月期までに契約保有件数の50%以上を再エネプランにする目標に対し、2023年8月期末時点で36.7%と計画どおりに推移いたしました。これからは、国や大企業だけでなく、当社の主たる顧客である、中小企業・個人事業主にもこれからの企業活動において、カーボンニュートラルに取り組む姿勢を見せていくことが求められる環境下となるため、当社は、カーボンニュートラルを推進する企業として、引き続き「オフィスでんき119」再エネプランの販売に傾注してまいります。また、人的資本投資として、前連結会計年度に「教育ラボ」（教育施設）を開設し、研修・教育内容の見直しやOJT形式の現場研修から教育施設での研修・教育に切り替え、取って現場から教育を切り離し、教育に専念させることにより業務の早期習得及びスキルの統一が実現し、各部署全体の業務生産性が向上したことで、社員ひとりひとりの業務へのモチベーションが向上し、前連結会計年度と比較し、離職率が改善いたしました。

中期経営計画の数値目標達成に向けて、Webからの集客割合の増加と代理店からの取次件数の増加により、「オフィス光119」及び「オフィスでんき119」の新規獲得件数を着実に積み上げたことにより、売上高及び各段階利益の伸長に寄与いたしました。創業当初より、テレマーケティングを主体に営業活動を展開しておりました

が、インターネットの普及と顧客動向の変化により、テレマーケティングからWe b集客へ販売チャネルの移行を開始いたしました。2023年8月期末時点のWe b集客割合は51.3%となり、目標として掲げておりました50%超を達成いたしました。さらに2023年1月4日に新たな拠点として大阪営業所を開設し、関西地区における営業活動の一層の強化及びエリア拡大を図ってまいりました。また、当社グループの強みを活かし、顧客との協創サービスとして、セキュリティ面だけでなくマーケティング材料としても活用可能な「オフィスカメラ119」、ウィズコロナの下でのテレワーク等の働き方の多様化から「オフィスWi-Fi119」、そして中小企業・個人事業主のオーナーを対象に経営課題解決のヒントを得ていただくための無料動画ツール「オフィス119チャンネル」の提供を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は20,531,832千円（前期比16.0%増）、営業利益は1,649,820千円（同392.8%増）、経常利益は1,751,175千円（同298.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,150,631千円（同327.5%増）となりました。

セグメントごとの概況は次のとおりであります。

（オフィス光119事業）

中小企業向け光コラボレーション「オフィス光119」の新規顧客獲得については、We b広告からの集客と代理店からの取次件数が増加したため、契約保有回線数を積み上げることができました。一方、当事業にかかる費用については、従来の営業手法であるテレマーケティングからWe b集客への移行開始から第3四半期連結会計期間の本格稼働に至るまで、費用を踏み込んで投資したため、広告宣伝費用が増加いたしました。また、代理店活用による販売手数料等が前連結会計年度に比べ増加いたしました。

この結果、オフィス光119事業の売上高は11,151,758千円（前期比6.5%増）となり、セグメント利益は871,991千円（同0.3%増）となりました。

（オフィスソリューション事業）

電力小売販売「オフィスでんき119」は、テレマーケティングや代理店からの取次件数の増加により、契約保有件数が堅調に増加いたしました。2023年8月期上期においては、J E P X（日本卸電力取引所）の電力取引価格の高騰が継続していたものの、下期にかけて安定的な価格水準で推移いたしました。しかしながら、電力需要期にあたる冬季・夏季の電力供給に係るコストが高騰するリスクがあるため、リスクヘッジ策として、2023年6月より電力供給に係るコストや利益の季節変動要因を解消するため「オフィスでんき119」電気需給約款の変更及びサービス料金体系の変更を行いました。「オフィスでんき119」の既存顧客においては、電気需給約款の変更後に一定数の解約があったものの、電話、メール及びSMS等でリテンション活動を強化したことにより、解約数を最小

限に留めることができました。

情報通信機器の販売においては、当連結会計年度にサービスリリースした「オフィスカメラ119」やUTM等のセキュリティ機器のニーズが高い状況が継続しております。また、Web広告からの新規顧客流入により商談件数及び受注率が増加した結果、売上高及び営業利益の増加に寄与いたしました。

この結果、オフィスソリューション事業の売上高は9,137,315千円（前期比30.9%増）となり、セグメント利益は1,459,902千円（前連結会計年度はセグメント利益12,471千円）となりました。

（ファイナンシャル・プランニング事業）

個人向け来店型保険事業の新規顧客の獲得については、店頭及びWeb広告からの集客に注力いたしました。イベントを開催する等、店頭での集客を強化し、面談数の増加に取り組みました。さらに店舗間の戦略的な人員配置の変更や販売戦略の見直し等の試みを取り入れました。スタッフ教育においては、コロナ禍以降、滞っていたスタッフ研修の再開や、人的な課題の見直しを行った結果、収益は改善傾向となっております。

この結果、ファイナンシャル・プランニング事業の売上高は242,758千円（前期比1.7%増）となり、セグメント利益は26,113千円（同13.3%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第25期 (2022年8月期) (前連結会計年度)		第26期 (2023年8月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
オフィス光119事業	10,475,634千円	59.2%	11,151,758千円	54.3%	676,124千円	6.5%
オフィスソリューション事業	6,982,240	39.4	9,137,315	44.5	2,155,075	30.9
ファイナンシャル・プランニング事業	238,787	1.4	242,758	1.2	3,970	1.7
その他の	4,542	0.0	－	－	△4,542	△100.0
合計	17,701,204	100.0	20,531,832	100.0	2,830,628	16.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額の総額は647,004千円で、その主なものは電力購入契約に関する契約上の地位等の譲受によるものであります。

③ 資金調達の状況

効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,010,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しており、当連結会計年度において、この契約に基づく資金調達（当連結会計年度末における借入実行残高1,400,000千円）を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2022年12月31日を効力発生日として、住宅用太陽光発電の余剰電力買取サービス事業を譲り受けました。なお、譲受の相手先については当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2020年8月期)	第24期 (2021年8月期)	第25期 (2022年8月期)	第26期 (当連結会計年度) (2023年8月期)
売上高 (千円)	11,517,190	13,027,005	17,701,204	20,531,832
経常利益 (千円)	923,581	452,137	439,289	1,751,175
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	611,926	277,019	269,158	1,150,631
1株当たり当期純利益 (円)	84.85	37.76	36.66	155.95
総資産 (千円)	7,647,615	7,790,846	9,355,726	11,533,295
純資産 (千円)	4,669,256	4,882,302	5,075,903	6,176,908
1株当たり純資産 (円)	637.25	665.03	691.40	830.39

- (注) 1. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2020年8月期)	第24期 (2021年8月期)	第25期 (2022年8月期)	第26期 (当事業年度) (2023年8月期)
売上高 (千円)	11,030,905	12,505,017	17,401,188	20,219,894
経常利益 (千円)	864,709	349,379	369,679	1,672,232
当期純利益 (千円)	577,132	208,922	336,214	1,107,961
1株当たり当期純利益 (円)	80.03	28.48	45.80	150.17
総資産 (千円)	7,059,882	7,115,396	8,770,684	10,900,569
純資産 (千円)	4,127,217	4,272,165	4,532,821	5,591,157
1株当たり純資産 (円)	563.27	581.92	617.43	751.64

- (注) 1. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社岐阜レカム	10,000	100.0	情報通信機器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を主要な経営課題として認識し、中期経営計画にて取り組む方針です。

(i) 顧客との協創力強化によるストック収益拡大

当社グループは、中小企業・個人事業主のオフィスの課題を解決するパートナーとして、ＩＴ、オフィス、Webなどの総合ソリューション活動により、顧客との信頼関係を築いてまいりました。これからも、顧客が直面する課題を真摯に受け止め、解決のためのサービスに転換し、顧客が経営資源を本業に集中できる環境を構築することで企業価値向上が実現できるよう取り組みます。

2023年8月期においては、協創ソリューションとして3件の新規サービスをリリースいたしました。顧客へのヒアリングを重ねたことにより、高需要が続くセキュリティ機器の中から、店舗・事務所の遠隔監視、モニタリングを目的としたクラウド対応のネットワークカメラのレンタルサービスとして「オフィスカメラ119」の提供を開始いたしました。また、近年のコロナ禍でリモートワークの利用者も増えてきていることから、固定回線だけでなく、モバイルインターネットサービス等の幅広いニーズに対応するため「オフィスWi-Fi119」の提供を開始いたしました。さらに、多忙な中小企業・個人事業主のオーナーの相談窓口や学習ツールとして、無料動画コンテンツ「オフィス119チャンネル」の提供を開始いたしました。中小企業・個人事業主は、アフターコロナにおける新たな経営環境の整備や対応など、利益をできるだけ早期に回復させるための「経営の課題」を多く抱えているため、CRMを強化し、顧客の顕在的かつ潜在的な課題の掘り起こし、課題解決と新しい価値を創造できるDXを中心とした新規サービスを創出し、ストック収益拡大を目指します。

(ii) 人的資本投資を拡大し、永続企業への基盤創造

当社グループは、今後の事業拡大、継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人財を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。特に非対面セールスを中心とした営業本部では離職率が高く、定着率の向上が喫緊の課題となっております。

人的資本投資の一環として、2022年8月期より取り組みを開始していた教育・研修体制が整い、2023年8

月期には、教育ラボ（教育施設）を本格稼働させることができました。このため、OJT形式の現場研修から教育専門施設での研修に移行したことで、教育内容の充実化と早期のスキル習得が可能となり、従業員の離職率改善を図ることができました。今後は、教育ラボ活用によるさらなる教育・研修の充実化やジョブローテーションの導入により従業員のエンゲージメントを高め、離職率の改善及び優秀な人材確保に取り組み、管理職の輩出強化を推進してまいります。

（iii）「企業規模拡大」から「企業価値拡大」へ転換し、サステナビリティ経営の推進

当社グループは、設立以降、順調に売上高及び営業利益を拡大し、概ね計画通り企業規模を拡大してまいりました。今後は企業価値を基軸として拡大することとし、10年ビジョンの当初3年間という位置づけで最終年度の2024年8月期には時価総額300億円を目指します。

2023年8月期には、サステナビリティ経営をより推進するため、環境については、「地球環境への負荷低減」を実現すべく、当社はカーボンニュートラルを推進する企業として事業活動を通して取り組むため、「オフィスでんき119」再エネプランの販売を開始しました。社会については、「魅力ある企業への進化・深化」を実現するために、取組項目に掲げている「人材育成・活用」において、キャリア採用等の多様な人材の採用や人材教育への投資により、従業員の定着率の向上に努めました。ガバナンスについては、「信頼性を高めるガバナンス・コンプライアンスの実現」のため、全従業員への情報セキュリティ及びコンプライアンス研修・教育を実施いたしました。

今後もサステナビリティ経営を全社的に推進し、全社員一丸となって「企業価値拡大」に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	事業内容
オ フ ィ ス 光 1 1 9 事 業	中小企業・個人事業主向け光回線サービス及び付帯するサービスを提供・販売する業務、光回線サービス販売代理業
オ フ ィ ス ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	電力小売販売業、情報通信機器・セキュリティ対策機器・ＬＥＤ照明器具等を販売する業務、ホームページの企画立案、制作・販売及び保守に関する業務
フ ァ イ ナ ン シ ャ ル ・ プ ラ ン ニ ン グ 事 業	来店型ショップによる生命保険及び損害保険の代理店事業

(6) 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

① 当社

本 社	三 重 県 四 日 市 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市 西 区
新 宿 支 店	東 京 都 新 宿 区
札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市 中 央 区
広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市 中 区
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市 中 央 区
大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市 北 区
保 険 見 直 し 本 舗 (8 店 舗)	愛 知 県 名 古 屋 市 港 区 他

② 子会社

株 式 会 社 岐 阜 レ カ ム	本 社 ： 三 重 県 四 日 市 市 岐 阜 支 店 ： 岐 阜 県 岐 阜 市
-----------------------------------	---

(7) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
オフィス光 1 1 9 事業	212 (43) 名	20名増 (6名減)
オフィスソリューション事業	146 (16)	20名増 (4名減)
ファイナンス・プランニング事業	25 (1)	1名増 (－)
全 社 (共 通)	65 (3)	12名増 (2名減)
合 計	448 (63)	53名増 (12名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ53名増加しているのは、新卒社員をはじめとする新規採用及び中途採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
429 (63) 名	54名増 (12名減)	32.3歳	4.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	2,000,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100,000

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、総額4,010,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を株式会社三十三銀行他2行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は1,400,000千円であります。また、当社の所要資金として1年内返済予定の長期借入金200,000千円並びに長期借入金600,000千円を計上しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,439,100株
- ③ 株主数 1,359名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山 本 文 彦	3,940,700	52.97
株 式 会 社 エ フ テ ィ グ ル ー プ	600,100	8.06
光 通 信 株 式 会 社	549,400	7.38
株 式 会 社 U H P A R T N E R S 2	373,400	5.01
日 比 野 直 人	235,900	3.17
株 式 会 社 U H P A R T N E R S 3	136,600	1.83
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	120,000	1.61
東 名 従 業 員 持 株 会	99,900	1.34
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	75,541	1.01
株 式 会 社 S B I 証 券	75,155	1.01

(注) 持株比率は、自己株式（533株）を控除して計算しております。なお、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2018年6月15日	
新株予約権の数		255個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	153,000株 600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	211,000円 352円)
権利行使期間		2020年6月20日から 2028年6月10日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	161個 96,600株 2名

(注) 1. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で、また、2020年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

2. 以下①から④のいずれかに該当することとなった場合、以下①から④記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りではないこととする。

②新株予約権の相続はこれを認めないものとする。

③新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。

④その他の条件については、「株式会社東名 第四回新株予約権割当契約書」に定めるとおりとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本文彦	(株)岐阜レカム代表取締役社長
常務取締役	日比野直人	管 岐 理 本 (株) 岐 阜 レ カ ム 部 長 取 締 役
取締役	直井 慎一	営 業 本 部 長
取締役	関 山 誠	
取締役	伊 東 正 晴	グ ラ ン ツ 法 律 事 務 所 所 長
取締役	吉 田 正 道	公 認 会 計 士 吉 田 正 道 事 務 所 所 長 税 理 士 法 人 中 央 総 研 代 表 社 員
常 勤 監 査 役	志 水 義 彦	
監 査 役	渡 邊 誠 人	公 認 会 計 士 渡 邊 誠 人 事 務 所 所 長 税 理 士 法 人 A C T 代 表 社 員 太 陽 化 学 (株) 社 外 監 査 役
監 査 役	葉 山 憲 夫	社 会 保 険 労 務 士 法 人 葉 山 事 務 所 代 表 社 員 (株) コ プ ロ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 外 取 締 役

- (注) 1. 取締役伊東正晴氏及び取締役吉田正道氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役志水義彦氏、監査役渡邊誠人氏及び監査役葉山憲夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役渡邊誠人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役葉山憲夫氏は、特定社会保険労務士の資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役伊東正晴氏及び取締役吉田正道氏、常勤監査役志水義彦氏、監査役渡邊誠人氏及び監査役葉山憲夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の担当の異動は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	異動前	異動後	異動年月日
常務取締役	日比野 直人	営 業 本 部 長 (株)岐阜レカム取締役	管 理 本 部 長 (株)岐阜レカム取締役	2022年11月25日
取 締 役	直 井 慎 一	代理店開発担当	営 業 本 部 長	

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役である、取締役伊東正晴氏及び取締役吉田正道氏、常勤監査役志水義彦氏、監査役渡邊誠人氏及び監査役葉山憲夫氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限定され、その損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役及びその他の会社法上重要な使用人であります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものがあります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の職務執行に関して故意又は重過失があったことに起因する場合、もしくは役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補填の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、契約更新時に取締役会の決議を経て当該保険契約を更新する予定です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された役員報酬に関する限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により個人別報酬の額を決定しております。また、取締役及び監査役の報酬等の決定方針は、2021年1月20日開催の取締役会において決議し、取締役会は、当事業年度の個人別の報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していること並びに指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

α. 基本方針

当社は、役員報酬等の決定に関する基本方針として、各役員の役割及び責任に応じた報酬体系といたしております。なお、役員報酬は、基本報酬（固定の金銭報酬）のみにより構成されており、業績連動報酬等及

び非金銭報酬等は導入しておりません。

b. 固定報酬等に関する方針

常勤取締役の報酬につきましては、職責・功績・貢献度、業績等を勘案し固定報酬額を策定し、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督を行う観点から固定報酬といたしております。また、監査役の報酬については、業務執行に対する監査の職責を負うことから固定報酬といたしております。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個別の取締役の報酬決定プロセスを明確化しております。取締役の報酬は、任意の指名・報酬委員会にて審議し、その答申を尊重の上、取締役会において決定いたします。なお、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	149,745 (4,800)	149,745 (4,800)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,602 (13,602)	13,602 (13,602)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	163,347 (18,402)	163,347 (18,402)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。また、当該年額のうち社外取締役分の年額は20,000千円以内）と決議いただいております。なお、当該株主総会時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役の員数は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年5月31日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会時点の監査役の員数は1名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊東正晴氏は、グランツ法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉田正道氏は、公認会計士吉田正道事務所の所長、税理士法人中央総研の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役渡邊誠人氏は、公認会計士渡邊誠人事務所の所長、税理士法人ＡＣＴの代表社員、太陽化学株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役葉山憲夫氏は、社会保険労務士法人葉山事務所の代表社員、株式会社コプロ・ホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊東正晴	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席しております。主に弁護士としての専門的な知見から積極的に発言を行っており、当事業年度は社内組織体制、拠点開設、電力購入契約等に関して、適切な助言をいただくとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。同時に法律の専門家として、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役	吉田正道	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席しております。主に公認会計士・税理士としての専門的な知見から特に財務・会計等に関し積極的な発言を行っており、当事業年度はガバナンスを意識した組織運営等に関して、適切な助言をいただくとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。同時に財務・会計の専門家として、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回のうち全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
常勤監査役	志水義彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席しております。取締役会及び監査役会において、必要に応じ、長年培われた幅広い見識から発言を行っております。
監査役	渡邊誠人	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席しております。取締役会及び監査役会において、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	葉山憲夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席しております。取締役会及び監査役会において、必要に応じ、特定社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,173,248
現金及び預金	4,412,567
売掛金	4,911,968
商品及び製品	7,306
原材料及び貯蔵品	172,889
その他	738,081
貸倒引当金	△69,565
固定資産	1,360,047
有形固定資産	217,825
建物及び構築物	98,954
機械装置及び運搬具	9,748
工具、器具及び備品	17,187
建設仮勘定	2,350
土地	89,586
無形固定資産	546,909
投資その他の資産	595,311
投資有価証券	30,276
繰延税金資産	56,139
その他	546,032
貸倒引当金	△37,136
資産合計	11,533,295

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,692,983
支払手形及び買掛金	1,915,835
短期借入金	1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	200,000
未払金	429,278
未払法人税等	540,188
賞与引当金	66,870
その他	140,810
固定負債	663,403
長期借入金	600,000
資産除去債務	55,057
その他	8,345
負債合計	5,356,386
純資産の部	
株主資本	6,150,954
資本金	624,797
資本剰余金	614,797
利益剰余金	4,912,023
自己株式	△663
その他の包括利益累計額	21,025
その他有価証券評価差額金	21,025
新株予約権	4,928
純資産合計	6,176,908
負債純資産合計	11,533,295

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		20,531,832
売上原価		14,103,921
売上総利益		6,427,911
販売費及び一般管理費		4,778,090
営業利益		1,649,820
営業外収益		
受取利息	2,056	
債務等決済差益	88,201	
投資有価証券売却益	1,903	
その他	21,414	113,576
営業外費用		
支払利息	11,604	
その他	617	12,222
経常利益		1,751,175
特別損失		
固定資産除却損	3,139	3,139
税金等調整前当期純利益		1,748,035
法人税、住民税及び事業税	600,210	
法人税等調整額	△2,806	597,403
当期純利益		1,150,631
親会社株主に帰属する当期純利益		1,150,631

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,552,123
現金及び預金	3,824,250
売掛金	4,883,924
商品及び製品	4,859
原材料及び貯蔵品	172,312
前渡金	2,727
前払費用	430,194
その他	303,277
貸倒引当金	△69,421
固定資産	1,348,445
有形固定資産	205,424
建物	88,795
構築物	70
機械及び装置	745
車両運搬具	6,859
工具、器具及び備品	17,017
建設仮勘定	2,350
土地	89,586
無形固定資産	546,909
ソフトウェア	25,201
電話加入権	879
契約関連無形資産	520,828
投資その他の資産	596,111
投資有価証券	30,276
関係会社株式	10,000
破産更生債権等	37,144
長期前払費用	223,663
繰延税金資産	51,120
差入保証金	256,514
その他	24,529
貸倒引当金	△37,136
資産合計	10,900,569

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,649,400
買掛金	1,912,495
短期借入金	1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	200,000
未払金	424,600
未払費用	9,057
未払法人税等	520,249
契約負債	14,453
賞与引当金	62,833
その他	105,710
固定負債	660,011
長期借入金	600,000
資産除去債務	52,501
その他	7,510
負債合計	5,309,412
純資産の部	
株主資本	5,565,203
資本金	624,797
資本剰余金	614,797
資本準備金	614,797
利益剰余金	4,326,272
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	4,323,772
別途積立金	1,400,000
繰越利益剰余金	2,923,772
自己株式	△663
評価・換算差額等	21,025
その他有価証券評価差額金	21,025
新株予約権	4,928
純資産合計	5,591,157
負債純資産合計	10,900,569

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		20,219,894
売上原価		14,073,450
売上総利益		6,146,444
販売費及び一般管理費		4,613,816
営業利益		1,532,627
営業外収益		
受取利息及び配当金	37,035	
債務等決済差益	88,201	
投資有価証券売却益	1,903	
その他	24,681	151,822
営業外費用		
支払利息	11,600	
その他	617	12,217
経常利益		1,672,232
特別損失		
固定資産除却損	3,139	3,139
税引前当期純利益		1,669,092
法人税、住民税及び事業税	563,275	
法人税等調整額	△2,144	561,131
当期純利益		1,107,961

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月19日

株式会社東名
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 浅井 孝 孔
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 木 全 泰 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東名の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月19日

株式会社東名
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 浅井 孝 孔
公認会計士 木 全 泰 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東名の2022年9月1日から2023年8月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月20日

株式会社東名 監査役会	
常勤監査役（社外監査役）	志 水 義 彦 ㊞
社外監査役	渡 邊 誠 人 ㊞
社外監査役	葉 山 憲 夫 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、継続して安定的に配当を実施する方針です。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、株主の皆さまのご支援にお応えするため、配当方針に基づき1株当たり1円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 13円 配当総額 96,701,371円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年11月29日

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	山 本 文 彦	代表取締役社長	再 任
2	日比野 直 人	常務取締役 管理本部長	再 任
3	直 井 慎 一	取締役 営業本部長	再 任
4	水 嶋 淳	執行役員 営業統括部統括部長	新 任
5	伊 東 正 晴	取締役	再 任 社 外 独 立
6	吉 田 正 道	取締役	再 任 社 外 独 立

候補者
番号

1

や ま も と ふ み ひ こ
山 本 文 彦

(1969年12月22日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 4 月 (株)光通信入社
1997年12月 (株)東名三重（現 当社）設立
代表取締役社長（現任）

2005年 4 月 (株)岐阜レカム
代表取締役社長（現任）
2014年11月 (株)コムズ（2021年 9 月(株)東名に吸収
合併）取締役

（重要な兼職の状況）
(株)岐阜レカム 代表取締役社長

所有する当社の株式数：3,940,700株

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

山本文彦氏は、当社の創業者でもあり、代表取締役社長としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ひ び の な お と
日比野 直 人

(1973年 8 月24日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 三菱レイヨン(株)入社
1992年 8 月 (株)光通信入社
2000年 1 月 当社入社 岐阜支店支店長
2000年11月 当社取締役
2001年 2 月 当社取締役営業部長
2004年11月 当社取締役営業本部長

2005年 4 月 (株)岐阜レカム取締役（現任）
2005年 5 月 当社常務取締役営業本部長
2014年11月 (株)コムズ（2021年 9 月(株)東名に吸収
合併）代表取締役社長
2022年11月 当社常務取締役管理本部長（現任）

（重要な兼職の状況）
(株)岐阜レカム 取締役

所有する当社の株式数：236,200株

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

日比野直人氏は、当社の常務取締役として、また営業本部長を経て管理本部長として豊富な経験と実績を有し、当社の成長に携わってまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

な お い し ん い ち
直 井 慎 一

(1975年9月14日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 1 月	(株)光通信入社	2019年 9 月	当社取締役
1997年10月	(有)ボワ・エ・デュポン入社		オフィスソリューション事業部担当
2000年 2 月	(株)コールトゥウェブ入社	2021年 9 月	当社取締役
2002年 3 月	当社入社		代理店開発担当
2007年11月	当社取締役	2022年11月	当社取締役営業本部長（現任）
2016年11月	当社取締役		
	エコソリューション事業部担当		

（重要な兼職の状況）

該当事項はありません。

所有する当社の株式数：31,300株

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

直井慎一氏は、当社の取締役として、また各事業部担当を経て営業本部長として豊富な経験と実績を有し、当社の成長に携わってまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

み ず し ま じ ゅ ん
水 嶋 淳

(1982年5月14日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年 7 月	(株)山東建設入社	2021年 9 月	当社執行役員
2002年 3 月	(株)エスアンドエスコポーレーション入社		オフィスソリューション事業部
2005年 4 月	当社入社		統括部長
2008年 3 月	当社ネットワーク事業部マネージャー	2022年 9 月	当社執行役員
2016年 9 月	当社マーケティングソリューション事業部		営業統括部統括部長（現任）
	統括部長		
2019年 9 月	当社執行役員		
	ネットワークソリューション事業部		
	統括部長		

（重要な兼職の状況）

該当事項はありません。

所有する当社の株式数：1,800株

取締役候補者とした理由

水嶋淳氏は、当社の執行役員として、また営業統括部長としてインサイドセールス及びフィールドセールスを統括管理しております。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断したため、新任の取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

伊 東 正 晴

(1980年9月15日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2009年12月	弁護士登録	2019年4月	愛知大学法科大学院 非常勤講師（現任）
2011年4月	名古屋大学法科大学院 非常勤講師（現任）		
2018年2月	グランツ法律事務所開設 所長（現任）		（重要な兼職の状況）
2018年11月	当社社外取締役（現任）		グランツ法律事務所 所長

所有する当社の株式数：一株

在任年数：当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもちまして5年であります。

取締役会出席状況：19/19回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊東正晴氏は、社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識と見識を有しており、社外取締役として取締役会を含む会議及び任意の指名・報酬委員会の委員として企業価値の向上に向けた意見をいただいております。今後も当社の経営にその知識と見識を活かしていただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6

吉 田 正 道

(1951年5月29日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年11月	監査法人丸の内会計事務所（現 有限責任 監査法人トーマツ）入所	1992年5月	監査法人東海会社 代表社員
1980年3月	公認会計士登録	2003年1月	税理士法人中央総研設立 代表社員（現任）
1980年6月	税理士登録	2019年11月	当社社外取締役（現任）
1980年7月	公認会計士吉田正道事務所開設 所長（現任）		（重要な兼職の状況） 公認会計士吉田正道事務所 所長 税理士法人中央総研 代表社員

所有する当社の株式数：一株

在任年数：当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもちまして4年であります。

取締役会出席状況：19/19回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉田正道氏は、社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識と見識を有しており、社外取締役として取締役会を含む会議及び任意の指名・報酬委員会の委員として企業価値の向上に向けた意見をいただいております。今後も当社の経営にその知識と見識を活かしていただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 山本文彦氏以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山本文彦氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3. 所有株式には、東名役員持株会及び東名従業員持株会で所有する持分株式を含んでおります。
4. 伊東正晴氏及び吉田正道氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、伊東正晴氏及び吉田正道氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、伊東正晴氏及び吉田正道氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりです。当社の取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新予定であります。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、当該年額のうち社外取締役分の年額は20,000千円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額30,000千円以内として設定いたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役6名選任の件」のご承認が原案どおり得られた場合でも同様となります。

【本制度の概要】

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10千株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当

社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

役員スキルマトリックス

氏名	現在の地位及び担当	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	財務 会計	人財開発 ダイバーシティ	法務 ガバナンス	新規事業育成 DX	ESG サステナビリティ
山 本 文 彦	代表取締役社長	●	●			●	●	●
日比野 直 人	常務取締役 管理本部長	●	●		●		●	●
直 井 慎 一	取締役 営業本部長	●	●				●	●
水 嶋 淳	執行役員 営業統括部統括部長	●	●				●	●
伊 東 正 晴	社外取締役 (独立役員)	●				●		●
吉 田 正 道	社外取締役 (独立役員)	●		●				●
志 水 義 彦	社外監査役(常勤) (独立役員)					●		●
渡 邊 誠 人	社外監査役 (独立役員)	●		●		●		●
葉 山 憲 夫	社外監査役 (独立役員)	●			●	●		●

※各役員に特に期待する知識、経験、能力であり、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

サステナビリティに向けた取り組み (ESG及びSDGs)

環境

マテリアリティ

地球環境への負荷低減



取組項目

- ・CO2削減サービスの提供
- ・DX化推進
- ・サーキュラーエコノミー
- ・クリーンエネルギーの普及

2030年8月期までの継続目標値

- ・DX商材を毎年1つ以上創出

2030年8月期までの目標値

- ・オフィスでんき119のうち50%以上※1を再エネプラン
- ・社有車のうち80%を次世代自動車※2へ切替

社会

マテリアリティ

魅力ある企業への進化・深化



取組項目

- ・顧客との協創サービス
- ・人財育成・活用
- ・ダイバーシティ&イノベーション
- ・企業風土改革、働き方改革

2030年8月期までの継続目標値

- ・年間研修時間：従業員1人あたり60時間の研修
- ・健康診断：受診率100%
- ・定着率：70%中間達成（2026年8月期まで）
- ・社会貢献活動への積極的な参加：年間3件

2030年8月期までの目標値

- ・定着率：80%達成
- ・女性役員比率：10%達成
- ・女性管理職比率：15%達成
- ・女性管理者次席比率：2021年8月期水準維持
- ・有給休暇の平均取得率：50%達成
- ・中途採用者管理職比率：2021年8月期水準維持
- ・平均残業時間：月10時間以下達成

ガバナンス

マテリアリティ

信頼性を高めるガバナンス・コンプライアンスの実現



取組項目

- ・コーポレート・ガバナンス強化
- ・情報セキュリティ強化
- ・コンプライアンスの徹底

2030年8月期までの継続目標値

- ・情報セキュリティ：重大な事故ゼロを毎年継続
- ・重大な法令違反件数：毎年ゼロを継続
- ・情報セキュリティ研修：受講率毎年100%
- ・社内コンプライアンス研修：受講率毎年100%

※1 オフィスでんき119の全契約保有件数における再エネプラン比率

※2 電気自動車およびハイブリッド車

定時株主総会会場ご案内図

会 場

プラトンホテル四日市 3階 ダイヤモンドホール
三重県四日市市西新地7番3号 TEL (059) 352-0300

交 通

近鉄四日市駅から徒歩5分



※専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。